

関西電力株式会社  
高浜発電所第4号機  
使用前検査成績書

要領書番号：原規規収第2011106号99

成績書管理番号：01

令和3年3月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

成績書管理番号：01

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第4号機
- 2 検査申請 検査申請一覧表のとおり
- 3 検査期日 自 令和 2 年 12 月 9 日  
至 令和 3 年 3 月 17 日
- 4 検査場所 使用前検査記録のとおり
- 5 検査実施者 検査結果一覧表のとおり
- 6 検査結果 検査結果一覧表のとおり
- 7 添付資料 使用前検査記録

## 検査申請一覧表

検査申請書番号 (申請年月日)	関原発第404号(2020年11月10日) 関原発第602号(2021年2月25日)
--------------------	---

上記以降の変更を検査申請書の変更申請により確認し表中に追記する。

# 検査結果一覧表

成績書管理番号：01

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和2年 12月9日 10	良	須貝 実  平沢 淳	発電用原子炉 主任技術者 [Redacted] 電気主任技術者 [Redacted] 水行-17-7V 主任技術者 [Redacted]	なし

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
共通事項

成績書管理番号：01

検査年月日：令和 2年 12月 9日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	◎ 良 ー	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	◎ 良 ー	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	◎ 良 ー	

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 品質管理の方法等に関する検査

成績書管理番号：01

検査年月日：令和2年12月9日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	結果	備考
法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	(良)・-	

## 検査結果

判定基準	検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。	継続
<p style="text-align: center;">総合所見</p> <p>本検査は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る検査であり、品質管理の方法等に関する事項に従って行われていることを確認するものである。</p> <p>次回以降の検査において、検査の計画及び実施等の状況について確認する。</p>	
<p style="text-align: center;">品質管理の方法等に関する所見</p> <p>1 品質保証の実施に係る組織</p> <p>工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が規程類により明確にされ実施されていることを確認した。</p> <p>設計部門と各部署の連携及び体制の構築等が規程類により明確にされ実施されていることを確認した。</p> <p>供給者の選定や管理が規程類に従って行われていることを確認した。</p> <p>2 保安活動の計画</p> <p>工事及び検査に係る業務の計画として、要求事項及びプロセスが規定類により明確にされていることを確認した。</p> <p>供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法が規程類に定められていることを確認した。</p>	

	<p>工事計画対象設備に係る検査の計画において、抜けなく確認するための手段及び方法を規程類に定められていることを確認した。</p>
	<p>3 保安活動の実施</p> <p>保安活動が設計及び検査計画に従って行われることが、規定されていることを確認した。</p>
	<p>4 保安活動の評価</p> <p>調達物品や役務、原子炉施設が要求事項に適合していることを実証するためのプロセスが明確にされ、評価することが規程類に定められていることを確認した。</p> <p>不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても規程類に定められていることを確認した。</p>
	<p>5 保安活動の改善</p> <p>予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が規程類に定められていることを確認した。</p>
<p>備考</p>	

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
品質管理の方法等に関する検査

成績書管理番号：01

検査年月日：令和 2 年 12 月 9 日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 使用前検査において確認した関連文書一覧表

関連文書の名称等	備考
<p>1 品質保証の実施に係る組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電の安全に係る品質保証規程</li> <li>・教育・訓練通達</li> <li>・検査・試験通達</li> <li>・原子力部門における調達管理通達</li> <li>・要員・組織計画通達</li> <li>・教育・訓練要綱</li> <li>・原子力発電所保守業務要綱</li> <li>・原子力部門における調達管理要綱</li> <li>・文書・記録管理要綱</li> <li>・文書・記録管理所達</li> <li>・監視機器・測定機器管理通達</li> <li>・監視機器・測定機器および計量器管理所則</li> <li>・保守業務所則</li> <li>・施設管理通達</li> <li>・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針</li> </ul> <p>2 保安活動の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電の安全に係る品質保証規程</li> <li>・検査・試験通達</li> <li>・原子力部門における調達管理通達</li> <li>・原子力部門における文書・記録管理通達</li> <li>・内部コミュニケーション通達</li> <li>・品質目標通達</li> <li>・施設管理通達</li> <li>・不適合管理および是正処置通達</li> <li>・不適合管理および是正処置要綱</li> <li>・是正処置プログラムに係る要綱</li> <li>・原子力発電業務要綱</li> <li>・原子力部門における調達管理要綱</li> <li>・品質保証会議運営要綱</li> <li>・品質目標管理要綱</li> <li>・文書・記録管理要綱</li> <li>・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針</li> <li>・発電所運営会議所達</li> </ul>	



- ・品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達
- ・文書・記録管理所達
- ・監視機器・測定機器管理通達
- ・監視機器・測定機器および計量器管理所則
- ・技術業務所則
- ・原子力発電所保守業務要綱
- ・原子力発電所保守業務要綱指針
- ・保守業務所則

### 3 保安活動の実施

- ・原子力部門における調達管理通達
- ・原子力部門における文書・記録管理通達
- ・内部コミュニケーション通達
- ・施設管理通達
- ・原子力発電所保守業務要綱
- ・保守業務所則
- ・原子力部門における調達管理要綱
- ・文書・記録管理要綱
- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・原子力発電所設備変更管理要綱指針
- ・原子力発電所保守業務要綱指針
- ・発電所運営会議所達
- ・文書・記録管理所達
- ・監視機器・測定機器管理通達
- ・監視機器・測定機器および計量器管理所則
- ・技術業務所則

### 4 保安活動の評価

- ・原子力発電の安全に係る品質保証規程
- ・データ分析通達
- ・品質目標通達
- ・原子力部門における調達管理通達
- ・施設管理通達
- ・検査・試験通達・不適合管理および是正処置通達
- ・不適合管理および是正処置要綱・是正処置プログラムに係る要綱
- ・データ分析要綱
- ・品質目標管理要綱
- ・文書・記録管理要綱・原子力事業本部他業務委託取扱要綱
- ・原子力部門における調達管理要綱
- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・発電所運営会議所達
- ・品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達
- ・文書・記録管理所達

### 5 保安活動の改善

- ・データ分析通達
- ・不適合管理および是正処置通達
- ・不適合管理および是正処置要綱
- ・未然防止処置通達
- ・是正処置プログラムに係る要綱

<ul style="list-style-type: none"><li>・データ分析要綱</li><li>・発電所運営会議所達</li><li>・品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達</li><li>・是正処置プログラムに係る要綱</li><li>・データ分析要綱</li><li>・発電所運営会議所達</li><li>・品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達</li></ul>	
---	--

# 検査結果一覧表

成績書管理番号：01

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和3年 3月16日 17	良	平 沢 淳 福 富 田 晋 一	発電用原子炉 主任技術者 [Redacted] 電気主任技術者 [Redacted] オイルセンター主任技術者 [Redacted]	なし

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 共通事項

成績書管理番号：01

検査年月日：令和 3 年 3 月 16 日

検査場所：関西電力株式会社高浜<sup>17</sup>発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	◎良・—	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	◎良・—	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	◎良・—	

## 関西電力株式会社高浜発電所第 4 号機 使用前検査記録 品質管理の方法等に関する検査

成績書管理番号：01

検査年月日：令和 3 年 3 月 16 日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	結果	備考
法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	(良)・-	

## 検査結果

判定基準	検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。	良
総合所見	本検査は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る検査であり、品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを確認した。
品質管理の方法等に関する所見	<p>1 品質保証の実施に係る組織</p> <p>工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が規程類により明確にされ実施されていることを確認した。</p> <p>設計部門と各部署の連携及び体制の構築等が規程類により明確にされ実施されていることを確認した。</p> <p>供給者の選定や管理が規程類に従って行われていることを確認した。</p> <p>2 保安活動の計画</p> <p>工事及び検査に係る業務の計画として、要求事項及びプロセスが規定類により明確にされていることを確認した。</p> <p>供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法が規程類に定められていることを確認した。</p>

	<p>工事計画対象設備に係る検査の計画において、抜けなく確認するための手段及び方法を規程類に定め、実施されていることを確認した。</p>
	<p>3 保安活動の実施</p> <p>保安活動が設計及び検査計画に従って行われることが、規定され、実施されていることを確認した。</p>
	<p>4 保安活動の評価</p> <p>調達物品や役務、原子炉施設が要求事項に適合していることを実証するためのプロセスが明確にされ、評価することが規程類に定められていることを確認した。</p> <p>不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても規程類に定められ、実施されていることを確認した。</p>
	<p>5 保安活動の改善</p> <p>予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が規程類に定められていることを確認した。</p>
備考	

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 品質管理の方法等に関する検査

成績書管理番号：01

検査年月日：令和 3 年 3 月 16 日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 使用前検査において確認した関連文書一覧表

関連文書の名称等	備考
<p>1 品質保証の実施に係る組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電の安全に係る品質保証規程</li> <li>・教育・訓練通達</li> <li>・検査・試験通達</li> <li>・原子力部門における調達管理通達</li> <li>・要員・組織計画通達</li> <li>・教育・訓練要綱</li> <li>・原子力発電所保守業務要綱</li> <li>・原子力部門における調達管理要綱</li> <li>・文書・記録管理要綱</li> <li>・文書・記録管理所達</li> <li>・監視機器・測定機器管理通達</li> <li>・監視機器・測定機器および計量器管理所則</li> <li>・保守業務所則</li> <li>・施設管理通達</li> <li>・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針</li> </ul> <p>2 保安活動の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電の安全に係る品質保証規程</li> <li>・検査・試験通達</li> <li>・原子力部門における調達管理通達</li> <li>・原子力部門における文書・記録管理通達</li> <li>・内部コミュニケーション通達</li> <li>・品質目標通達</li> <li>・施設管理通達</li> <li>・不適合管理および是正処置通達</li> <li>・不適合管理および是正処置要綱</li> <li>・是正処置プログラムに係る要綱</li> <li>・原子力発電業務要綱</li> <li>・原子力部門における調達管理要綱</li> <li>・品質保証会議運営要綱</li> <li>・品質目標管理要綱</li> <li>・文書・記録管理要綱</li> <li>・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針</li> <li>・発電所運営会議所達</li> </ul>	

- ・品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達
- ・文書・記録管理所達
- ・監視機器・測定機器管理通達
- ・監視機器・測定機器および計量器管理所則
- ・技術業務所則
- ・原子力発電所保守業務要綱
- ・原子力発電所保守業務要綱指針
- ・保守業務所則

### 3 保安活動の実施

- ・原子力部門における調達管理通達
- ・原子力部門における文書・記録管理通達
- ・内部コミュニケーション通達
- ・施設管理通達
- ・原子力発電所保守業務要綱
- ・保守業務所則
- ・原子力部門における調達管理要綱
- ・文書・記録管理要綱
- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・原子力発電所設備変更管理要綱指針
- ・原子力発電所保守業務要綱指針
- ・発電所運営会議所達
- ・文書・記録管理所達
- ・監視機器・測定機器管理通達
- ・監視機器・測定機器および計量器管理所則
- ・技術業務所則

### 4 保安活動の評価

- ・原子力発電の安全に係る品質保証規程
- ・データ分析通達
- ・品質目標通達
- ・原子力部門における調達管理通達
- ・施設管理通達
- ・検査・試験通達・不適合管理および是正処置通達
- ・不適合管理および是正処置要綱・是正処置プログラムに係る要綱
- ・データ分析要綱
- ・品質目標管理要綱
- ・文書・記録管理要綱・原子力事業本部他業務委託取扱要綱
- ・原子力部門における調達管理要綱
- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・発電所運営会議所達
- ・品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達
- ・文書・記録管理所達

### 5 保安活動の改善

- ・データ分析通達
- ・不適合管理および是正処置通達
- ・不適合管理および是正処置要綱
- ・未然防止処置通達
- ・是正処置プログラムに係る要綱



<ul style="list-style-type: none"><li>• データ分析要綱</li><li>• 発電所運営会議所達</li><li>• 品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達</li></ul>	
---	--

関西電力株式会社  
高浜発電所第4号機  
使用前検査成績書

要領書番号：原規規収第2011106号99  
成績書管理番号：03

令和3年 / 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

成績書管理番号：03

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第4号機
- 2 検査申請 検査申請一覧表のとおり
- 3 検査期日 自 令和2年12月20日  
至 令和3年1月19日
- 4 検査場所 使用前検査記録のとおり
- 5 検査実施者 検査結果一覧表のとおり
- 6 検査結果 検査結果一覧表のとおり
- 7 添付資料 使用前検査記録

## 検査申請一覧表

検査申請書番号 (申請年月日)	関原発第404号(2020年11月10日)
--------------------	-----------------------

上記以降の変更を検査申請書の変更申請により確認し表中に追記する。

# 検査結果一覧表

成績書管理番号：03

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和2年 12月20日	良	上田 洋  山形 英男	飛騨川 原 茂 主任技術者 [Redacted] 本行 - タービン主任技術者 [Redacted]	なし

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 共通事項

成績書管理番号：03

検査年月日：令和2年 12月 20日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	◎良・—	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	◎良・—	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	◎良・—	

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 (五号検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和2年12月20日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	◎ 良 ー	
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	◎ 良 ー	
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	◎ 良 ー	
系統構成が完了していること。	◎ 立会 記録確認	◎ 良 ー	

# 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 (五号検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和2年12月20日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設 原子炉格納施設 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 蒸気タービンの附属設備 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） 可搬設備    ポンプ(送水車)、主配管 別添1参照			
検査項目	判定基準	検査結果	検査方法
系統機能検査 ・ 通水検査  系統性能検査 ・ 運転性能検査	設備及び機器が工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。	良	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">目視</div> 記録確認
備考 <del>・ 記録確認は、工事計画に基づき申請者が行った試験・検査の品質記録（※）による。</del> <del>※ 適合性確認検査成績書の識別番号</del> ・ 目視で確認した範囲：添付資料 3-3 参照			



関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
 (五号検査)  
 (立会検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和2年12月20日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象設備名	項目	測定値等	検査結果	検査方法
可搬型 ・ポンプ(送水車) ・主配管	系統機能検査 ・通水検査	—	良	目視*2
	系統性能検査 ・運転性能検査*1	容量 (m <sup>3</sup> /h/個) : ■	良	
		吐出圧力 (MPa) : ■		
備考 *1 判定基準： 容量 ■ m <sup>3</sup> /h/個以上、吐出圧力 ■ MPa 以上 *2 別添2の範囲について確認				

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
検査用計器一覧表

成績書管理番号：03

検査年月日：令和2年12月20日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考
運転性能検査	圧力計				2019. 6. 5 2022. 6. 4	
運転性能検査	流量計				2020. 7. 7 2021. 7. 31	
以下余白						

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

・可搬型

(1/2)

			変更前	変更後	
名 称				送水車 <sup>(注1)</sup>	
ポンプ	種 類	—	—	うず巻形	
	容 量 <sup>(注2)</sup>	m <sup>3</sup> /h/個			
	吐 出 圧 力 <sup>(注2)</sup>	MPa			
	最 高 使 用 圧 力 <sup>(注2)</sup>	MPa			
	最 高 使 用 温 度 <sup>(注2)</sup>	℃			
	主要寸法	吸 込 口 径		mm	
		吐 出 口 径		mm	
		た て		mm	
		横		mm	
		高 さ		mm	
		車 両 全 長		mm	
		車 両 全 幅		mm	
		車 両 高 さ		mm	
	材 料	ケ ー シ ン グ		—	
個 数	—				

次ページへ続く

(2/2)

			変更前	変更後
ポンプ	取付箇所	—	—	
原動機	種類	—	—	ディーゼル機関
	出力	kW/個		147
	個数	—		2
	取付箇所	—		ポンプと同じ

(注1) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用

(注2) 重大事故等時における使用時の値

(注3) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（使用済燃料ピットへの注水）で使用する場合は値

(注4) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合は値

(注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合は値

(注6) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合は値

(注7) 公称値

(注8) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（使用済燃料ピットへのスプレー）で使用する場合は値

(注9) アウトリガ最大張出時の車両全幅

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

・可搬型

変更前		変更後						
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備							保管場所： [Redacted]	
送水車送水用 [Redacted]mホース	1.4 (注3)	40 (注3)	100A (注4)	— (注5)	(ジャケット部) ポリエステル (内張り部) ポリウレタン	[Redacted]	取付箇所： [Redacted]	

変更後									
名前	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	径厚 (mm)	長さ (mm)	材料	個数	取付箇所	
(注2)								保管場所： [Redacted]	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	(注3) 1.4	(注3) 40	(注4) 150A			(ジャケット部) ポリエステル (内張り部) ポリウレタン	[Redacted]	取付箇所： [Redacted]	
送水車送水用 [Redacted] mホース									

(注1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則改正に係る適正化

(注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(格納容器安全設備)と兼用

(注3) 重大事故等時における使用時の値

(注4) メーカーにて規定する呼び径を示す。

(注5) メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。

(注6) 3・4号機共用の予備は、3号機設備である。

(注7) 最長に敷設した場合の本数

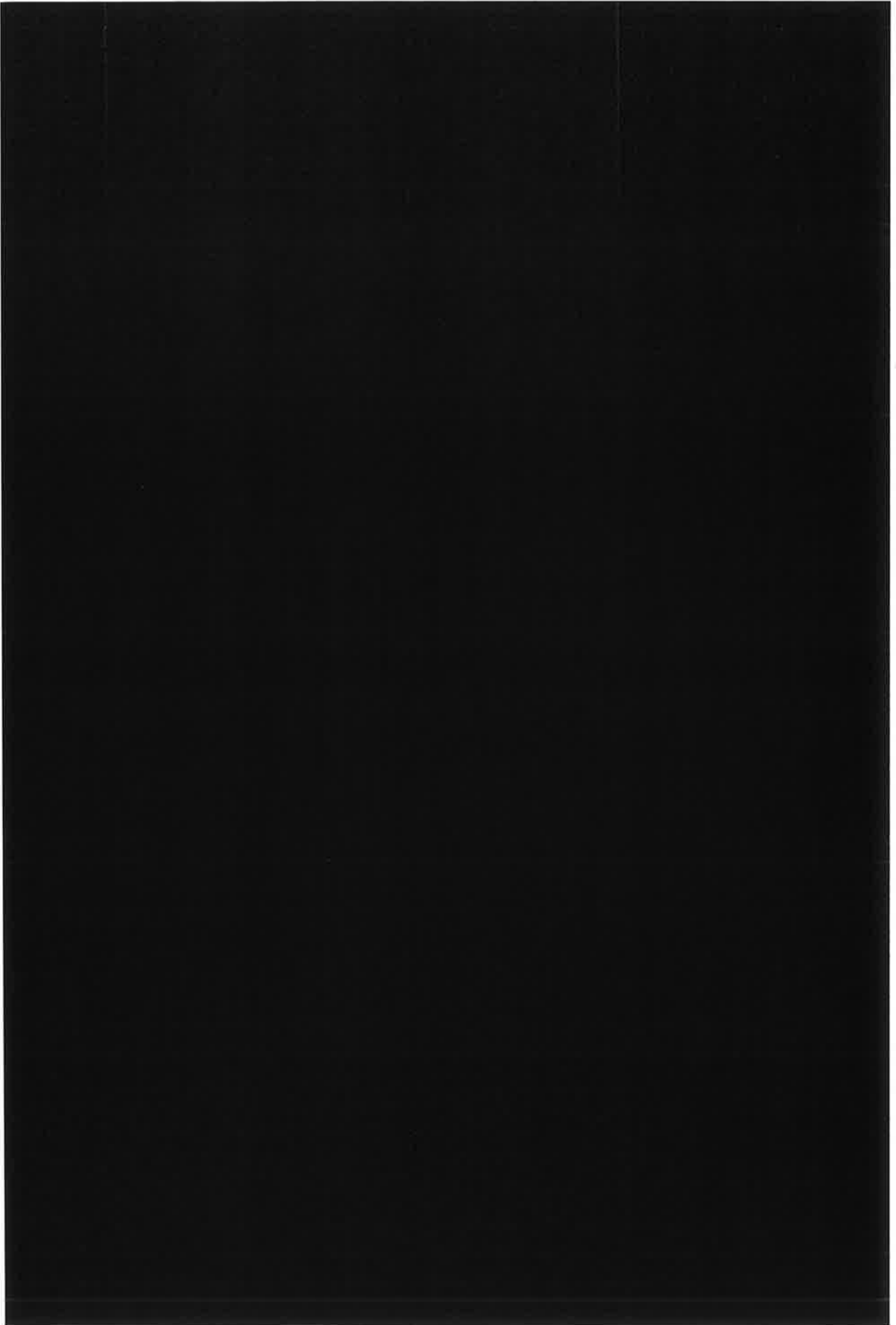
(注8) 経由しない場合あり

(注9) [Redacted]

(注10) 最長に敷設した場合の本数

(注11) 取り合うホースの呼び径を示す。

(注12) スブレイヘッドが本体の材料





検査結果一覧表

成績書管理番号：03

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和3年 1月19日	良	増本 豊	発電用原子炉 主任技術者 [Redacted] ボルトン・クワン・クワン 主任技術者 [Redacted]	なし

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 共通事項

成績書管理番号：03

検査年月日：令和3年 11月 19日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	◎良・—	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	◎良・—	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	◎良・—	

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
(五号検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和3年 1月 19日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	良・一	
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	良・一	
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	良・一	
系統構成が完了していること。	立会 記録確認	良・一	

# 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 (五号検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和3年 / 月 19日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設 原子炉格納施設 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 蒸気タービンの附属設備 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） 可搬設備 ポンプ(送水車)、主配管、スプレイヘッド 別添1 (1/10 から 6/10 まで) 参照			
検査項目	判定基準	検査結果	検査方法
系統機能検査 ・通水検査 ・スプレイ検査 系統性能検査 ・運転性能検査	設備及び機器が工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。	良	目視  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">記録確認</span>
<b>備考</b> ・記録確認は、工事計画に基づき申請者が行った試験・検査の品質記録（※）による。 ※ 適合性確認検査成績書の識別番号：T4-23-1-3-1201、T4-23-1-3-0601（その1） <del>・目視で確認した範囲：添付資料3-3参照</del>			

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
(五号検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和3年 1月 19日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象			
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） 燃料設備 容器  別添1（7/10 から 10/10 まで）参照			
検査項目	判定基準	検査結果	検査方法
系統性能検査 ・容量確認検査	設備及び機器が工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。	良	目視 記録確認
備考 ・記録確認は、工事計画に基づき申請者が行った試験・検査の品質記録（※）による。 ※ 適合性確認検査成績書の識別番号：T4-23-1-3-0602、T4-23-1-3-0601（その2） ・目視で確認した範囲：添付資料3-3参照			

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
 (五号検査)  
 (立会検査)

成績書管理番号：03

検査年月日：令和3年1月19日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象設備名	項目	測定値等	検査結果	検査方法
送水車燃料タンク (No.4)	系統性能検査 ・容量確認検査	容量 (ℓ/個) : ■	良	目視*2
以下余白				
備考				
*1 判定基準： 容量 ■ ℓ /個以上				
*2 別添2参照				

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
検査用計器一覧表

成績書管理番号：03

検査年月日：令和3年1月19日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考
容量確認検査	容積式流量計				2020.9.7 2022.9.6	
以下余白						

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)



・可搬型

(1/2)

			変更前	変更後	
名 称				送水車 <sup>(注1)</sup>	
種 類			—	うず巻形	
ポンプ	容 量 <sup>(注2)</sup>		m <sup>3</sup> /h/個		
	吐 出 圧 力 <sup>(注2)</sup>		MPa		
	最 高 使 用 圧 力 <sup>(注2)</sup>		MPa		
	最 高 使 用 温 度 <sup>(注2)</sup>		℃		
	主要寸法	吸 込 口 径			mm
		吐 出 口 径			mm
		た て			mm
		横			mm
		高 さ			mm
		車 両 全 長			mm
		車 両 全 幅			mm
	材 料	ケ ー シ ン グ			—
		個 数			—

次ページに続く



			変更前	変更後
ポンプ	取付箇所	-	-	保管場所：  取付箇所： 
	種類	-	-	ディーゼル機関
原動機	出力	kW/個	-	147
	個数	-	-	2
	取付箇所	-	-	ポンプと同じ

(注1) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用

(注2) 重大事故等時における使用時の値

(注3) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（使用済燃料ピットへの注水）で使用する場合の値

(注4) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値

(注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値

(注6) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値

(注7) 公称値

(注8) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（使用済燃料ピットへのスプレー）で使用する場合の値

(注9) アウトリガ最大張出時の車両全幅

別添1(3/10) (令和3年1月19日)

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

以下の設備は、既存の1号機設備であり、本工事計画で1号機、2号機、3号機及び4号機共用とする。

・可搬型

送水車 (1号機設備、1・2・3・4号機共用) <sup>(注1)</sup>

(注1) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 (格納容器安全設備) と兼用

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項  
 (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料  
 ・可搬型  
 (工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

変更後									
変更前	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所	
	(注2) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 送水車送水用 ホース	(注3) 1.4	(注3) 40	(注4) 150A		(ジャケット部) ポリエステル (内張り部) ポリウレタン		保管場所： [黒塗り]	
							[黒塗り]	取付箇所： [黒塗り]	

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

変更後									
変更前	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	径厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所	
-	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 送水車送水用 mホース	(11.3) 1.4	(11.3) 40	(764) 100A	(715) -	(ジャケット部) ポリエステル (内張り部) ポリウレタン		保管場所： [Redacted] 取付箇所： [Redacted]	

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

変更前				変更後			
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材料	個数	取付箇所
スプレイング	1.55	40	65A	-	アルミニウム 合金 (AC4Cl)	1	取付箇所: [Redacted]
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	1.4	120	-	変更なし	変更なし	1	保管場所: [Redacted] 取付箇所: 変更なし

(注1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則改正に係る適正化

(注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備(格納容器安全設備)と兼用

(注3) 重大事故等時における使用時の値

(注4) メーカーにて規定する呼び径を示す。

(注5) メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。

(注6) 3・4号機共用の予備は、3号機設備である。

(注7) 最長に敷設した場合の本数

(注8) 経由しない場合あり

(注9) [Redacted]

(注10) 最長に敷設した場合の本数

(注11) 取り合うホースの呼び径を示す。

(注12) スプレイング本体の材料

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

2 非常用発電装置に係る次の事項

(4) 燃料設備に係る次の事項

ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

(1/2)

・常設

名称		変更前	変更後
種別	—	(注1)	
容量	m <sup>3</sup> /個	燃料油貯油そう (重大事故等時のみ3・4号機共用) 横置円筒形 ■以上(125 <sup>(注2)</sup> )	変更なし ■以上(125 <sup>(注2)</sup> )
最高使用圧力	—	大気圧	
最高使用温度	℃	40	
胴内径	mm	4,000 <sup>(注2)</sup>	
胴板厚さ	mm	■(10.0 <sup>(注2)</sup> )	
鏡板厚さ	mm	■(12.0 <sup>(注2)</sup> )	
鏡板の形寸法	mm	4,000 <sup>(注3)</sup> 400 <sup>(注4)</sup>	
給油口口径	mm	89.1 <sup>(注2)</sup>	
給油口厚さ	mm	■(5.5 <sup>(注2)</sup> )	変更なし
油取出口口径	mm	60.5 <sup>(注2)</sup>	
油取出口厚さ	mm	■(3.9 <sup>(注2)</sup> )	
全長	mm	11,732 <sup>(注2)</sup>	

別添1(6/10) (令和3年1月19日)

主要寸法

次ページに続く

(2/2)

		変更前				変更後
材料	順板	-	SS41			
	鏡板	-	SS41			
個	数	-	4 (機関1台につき2)			
取付箇所	系 (ライン名)	-	A燃料油貯油そう ディーゼル発電機 燃料油ライン	B燃料油貯油そう ディーゼル発電機 燃料油ライン	C燃料油貯油そう ディーゼル発電機 燃料油ライン	D燃料油貯油そう ディーゼル発電機 燃料油ライン
	設置床	-				
	溢水防護上の 区画番号	-				
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	-				

(注1) その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備) のうち燃料設備と兼用

(注2) 公称値

(注3) 鏡板の中央部における内面の半径を示す。

(注4) 鏡板の隅の丸みの内半径を示す。

6 補機駆動用燃料設備 (非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)

1 燃料設備に係る次の事項

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

・可搬型

		変更前	変更後
名 称			送水車燃料タンク (注1)
種 類	—		鋼製容器
容 量 (注2)	ℓ/個		
最 高 使 用 圧 力 (注2)	—		
最 高 使 用 温 度 (注2)	℃		
主 要 寸 法	た て	mm	
	横	mm	
	高 さ	mm	
材 料	—		
個 数	—		
取 付 箇 所	—		

(注1) 送水車の附属機器である。

(注2) 重大事故等時における使用時の値

(注3) 公称値

(注4) 送水車1台当たりの個数を示す。



別添1(10/10) (令和3年1月19日)

(工事の計画の認可 令和2年2月19日認可)

以下の設備は、既存の1号機設備であり、本工事計画で1号機、2号機、3号機及び4号機共用とする。

・可搬型

送水車燃料タンク (1号機設備、1・2・3・4号機共用)



容量確認検査

関西電力株式会社  
高浜発電所第4号機  
使用前検査成績書

要領書番号：原規規収第2011106号99

成績書管理番号：04

令和3年3月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

成績書管理番号：04

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第4号機
- 2 検査申請 検査申請一覧表のとおり
- 3 検査期日 自 令和2年12月18日  
至 令和3年3月17日
- 4 検査場所 使用前検査記録のとおり
- 5 検査実施者 検査結果一覧表のとおり
- 6 検査結果 検査結果一覧表のとおり
- 7 添付資料 使用前検査記録


## 検査申請一覧表

検査申請書番号 (申請年月日)	関原発第404号(2020年11月10日) 関原発第602号(2021年2月25日)
--------------------	---

上記以降の変更を検査申請書の変更申請により確認し表中に追記する。

# 検査結果一覧表

成績書管理番号：04

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和2年 12月18日	良	山形英男	ボイラー・タービン 主任技術者 	なし

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
共通事項

成績書管理番号：04

検査年月日：令和2年12月18日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	◎良 —	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	◎良 —	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	◎良 —	

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録  
(五号検査)

成績書管理番号：04

検査年月日：令和2年12月18日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	◎良・—	
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	◎良・—	
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	◎良・—	
系統構成が完了していること。	立会/ ◎記録確認	◎良・—	



## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 (五号検査)

成績書管理番号：04

検査年月日：令和2年 12月 18日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象			
別添1のとおり			
検査項目	判定基準	検査結果	検査方法
総合設備検査 (検査記録の確認検査) (別添1参照)	設備及び機器が工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。	良	目視 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">記録確認</div>
<b>備考</b> ・記録確認は、工事計画に基づき申請者が行った試験・検査の品質記録(※)による。 ※ 適合性確認検査成績書の識別番号： T4-23-1-1-0601 (その1)、 T4-23-1-1-0601 (その2)、 T4-23-1-1-0601 (その3)、 T4-23-1-1-1201			

検査結果一覧表

成績書管理番号：04

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和3年 3月17日	良	山形英男 増本豊	発電用原子炉主任技術者 [Redacted] ボイラー-7-ゼン主任技師 [Redacted]	なし

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 共通事項

成績書管理番号：04

検査年月日：令和3年 3 月 17 日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	Ⓔ・一	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	Ⓔ・一	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	Ⓔ・一	

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 (五号検査)

成績書管理番号：04

検査年月日：令和3年 3月 17日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	良・—	
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	良・—	
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	良・⊖	
系統構成が完了していること。	立会 記録確認	良・—	

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 (五号検査)

成績書管理番号：04

検査年月日：令和3年 3月 17日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査結果

検査対象			
別添1のとおり			
検査項目	判定基準	検査結果	検査方法
総合設備検査 (検査記録の確認検査) (別添1参照)	設備及び機器が工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。	良	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">目視※1</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">記録確認</div>
<b>備考</b> ・記録確認は、工事計画に基づき申請者が行った試験・検査の品質記録(※)による。 ※ 適合性確認検査成績書の識別番号： T4-23-1-5-1203、T4-23-1-5-0606、 T4-23-1-3-0601(その1)、T4-23-1-3-0601(その2)  ※1：保管場所確認検査について立会実施			

検査対象一覧表 (主たる機能に係る設備)

燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 検査対象		確認項目	検査日	備考
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 ポンプ 送水車	材料検査	2020/12/18		
	寸法検査			
	外観検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
	保管場所確認検査			
	取付箇所確認検査			
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 主配管 送水車送水用 50m ホース	材料検査	2020/12/18		
	寸法検査			
	外観検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
	保管場所確認検査			
	取付箇所確認検査			
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 主配管 送水車送水用 20m ホース	材料検査	2020/12/18		
	寸法検査			
	外観検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
	保管場所確認検査			
	取付箇所確認検査			
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 主配管 スプレイヘッド	材料検査	2021/3/17		
	保管場所確認検査			
その他発電用原子炉の附属施設 検査対象				
補機駆動用燃料設備 燃料設備 容器 送水車燃料タンク	材料検査	2020/12/18		
	寸法検査			
	外観検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
	取付箇所確認検査			
	取付箇所確認検査			

## 兼用設備一覧表

## 燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

主たる機能に関する設備	兼用する設備
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 ポンプ 送水車	原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備
	原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備
	原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 主配管 送水車送水用 50m ホース	原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備
	原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備
	原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）

関西電力株式会社  
高浜発電所第4号機  
使用前検査成績書

要領書番号：原規規収第2011106号99

成績書管理番号：05

令和3年3月

原子力規制委員会



使用前検査成績書

成績書管理番号：05

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第4号機
- 2 検査申請 検査申請一覧表のとおり
- 3 検査期日 自 令和3年3月16日  
至 令和3年3月16日
- 4 検査場所 使用前検査記録のとおり
- 5 検査実施者 検査結果一覧表のとおり
- 6 検査結果 検査結果一覧表のとおり
- 7 添付資料 使用前検査記録

## 検査申請一覧表

検査申請書番号 (申請年月日)	関原発第404号(2020年11月10日)  関原発第602号(2021年2月25日)
--------------------	---

上記以降の変更を検査申請書の変更申請により確認し表中に追記する。

検査結果一覧表

成績書管理番号：05

検査年月日	検査結果	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和 3 年 3 月 16 日	良	山形 英男 増本 豊	発電用原子炉主任技術者 [Redacted] ボイラ-7-ゼミ主任技術者 [Redacted]	なし

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録 共通事項

成績書管理番号：05

検査年月日：令和3年 3月 16日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	◎良・—	
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	◎良・—	
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	◎良・—	

## 関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録

## 基本設計方針に係る検査

成績書管理番号：05

検査年月日：令和3年 3月 16日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

## 検査前確認事項

確認事項	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	◎良・－	
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていること。	◎良・－	

関西電力株式会社高浜発電所第4号機 使用前検査記録

確認結果一覧表

成績書管理番号：05

検査年月日：令和3年3月16日

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

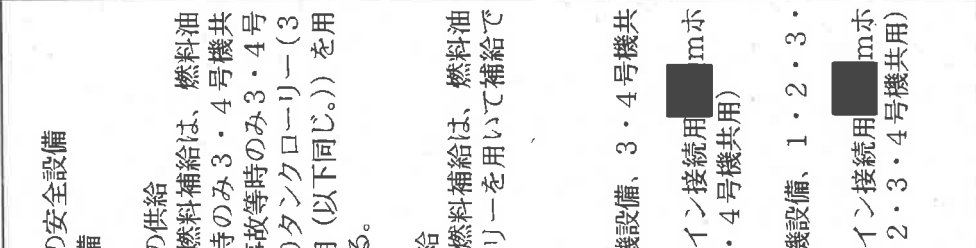
施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵 槽冷却浄化設備	<p>確認した基本設計方針：</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (2) 送水車による使用済燃料ピットへの注水 送水車は、燃料油貯油そう（「重大事故等時 のみ3・4号機共用」、「3号機設備、重大事故 等時のみ3・4号機共用」（以下同じ。））より タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用 （以下同じ。））を用いて燃料を補給できる設 計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ 送水車は、燃料油貯油そうよりタンクロー リーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	T4-23-1-3-0603		保安活動が基本設計方 針に従って行われ、設 備及び機器が基本設計 方針に従い製作され、 据付けされ、所定の性 能を有しており、技術 基準に適合するもので あること。	良

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵 槽冷却浄化設備	<p>(7) 水源 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯油所よりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯油所よりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>確認対象：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用）</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホース（3号機設備、3・4号機共用）</li> <li>・送水車燃料タンク</li> <li>・タンクローリー（1号機設備、1・2・3・4号機共用）</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホース（1号機設備、1・2・3・4号機共用）</li> <li>・送水車燃料タンクの機能・性能検査</li> </ul> </p>				

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)	非常用炉心冷却 設備その他原子 炉注水設備	<p>確認した基本設計方針：</p> <p>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備</p> <p>5. 8. 1 仮設組立式水槽への供給 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油 貯油そう（「重大事故等時のみ3・4号機共 用」、「3号機設備、重大事故等時のみ3・4号 機共用」(以下同じ。))よりタンクローリー(3 号機設備、3・4号機共用(以下同じ。))を用 いて補給できる設計とする。</p> <p>5. 8. 3 復水タンクへの供給 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油 貯油そうよりタンクローリーを用いて補給で きる設計とする。</p> <p>確認対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー (3号機設備、3・4号機共 用)</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホ ース (3号機設備、3・4号機共用)</li> <li>・送水車燃料タンク</li> <li>・タンクローリー (1号機設備、1・2・3・ 4号機共用)</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホ ース (1号機設備、1・2・3・4号機共用)</li> <li>・送水車燃料タンク の機能・性能検査</li> </ul>	T4-23-1-3-0603		保安活動が基本設計方 針に従って行われ、設 備及び機器が基本設計 方針に従い製作され、 据付けされ、所定の性 能を有しており、技術 基準に適合するもので あること。	良



施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
原子炉冷却系統施設 (蒸気タービン)	蒸気タービン	<p>確認した基本設計方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 蒸気タービン</li> <li>1. 4. 1 復水タンクへの供給 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯油そう (「重大事故等時のみ3・4号機共用」、「3号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用」(以下同じ。))よりタンクローリー(3号機設備、3・4号機共用)を用いて補給できる設計とする。</li> </ul> <p>確認対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー (3号機設備、3・4号機共用)</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホース (3号機設備、3・4号機共用)</li> <li>・送水車燃料タンク</li> <li>・タンクローリー (1号機設備、1・2・3・4号機共用)</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホース (1号機設備、1・2・3・4号機共用)</li> <li>・送水車燃料タンクの機能・性能検査</li> </ul>	T4-23-1-3-0603	/	<p>保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けられ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。</p>	良

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
原子炉格納施設	圧力低減設備そ の他の安全設備	確認した基本設計方針： 2. 圧力低減設備その他の安全設備 2. 1 格納容器安全設備 2. 1. 5 水源 (1) 仮設組立式水槽への供給 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油 貯蔵所（「重大事故等時のみ3・4号機共 用」、「3号機設備、重大事故等時のみ3・4号 機共用」(以下同じ。)よりタンクローリー(3 号機設備、3・4号機共用(以下同じ。))を用 いて補給できる設計とする。 (3) 復水タンクへの供給 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油 貯蔵所よりタンクローリーを用いて補給で きる設計とする。 確認対象： ・タンクローリー(3号機設備、3・4号機共 用) ・タンクローリー給油ライン接続用 mホ ース(3号機設備、3・4号機共用) ・送水車燃料タンク ・タンクローリー(1号機設備、1・2・3・ 4号機共用) ・タンクローリー給油ライン接続用 mホ ース(1号機設備、1・2・3・4号機共用) ・送水車燃料タンク の機能・性能検査	T4-23-1-3-0603		保安活動が基本設計方 針に従って行われ、設 備及び機器が基本設計 方針に従い製作され、 据付けされ、所定の性 能を有しており、技術 基準に適合するもので あること。	良

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)	津波による損傷 の防止	<p>確認した基本設計方針：</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1. 3 津波防護対策</p> <p>d. 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(b) 津波の二次的な影響による海水ポンプ等の機能保持確認</p> <p>送水車は、浮遊砂の混入に対して取水機能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>確認対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車</li> <li>・送水車 (1号機設備、1・2・3・4号機共用)</li> <li>・送水車送水用 mホース (予備含む)</li> </ul> <p>の機能・性能検査、状態確認検査</p>	T4-23-1-3-0601 (その1)		<p>保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。</p>	良

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した 設備等	判定基準	確認 結果
その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備)	補機駆動用燃料 設備	<p>確認した基本設計方針：</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備 送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油 貯油そうよりタンクローリーを用いて補給で きる設計とする。</p> <p>確認対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー (3号機設備、3・4号機共 用)</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホ ース (3号機設備、3・4号機共用)</li> <li>・送水車燃料タンク</li> <li>・タンクローリー (1号機設備、1・2・3・ 4号機共用)</li> <li>・タンクローリー給油ライン接続用 mホ ース (1号機設備、1・2・3・4号機共用)</li> <li>・送水車燃料タンク</li> </ul> <p>の機能・性能検査</p>	T4-23-1-3-0603		保安活動が基本設計方 針に従って行われ、設 備及び機器が基本設計 方針に従い製作され、 据付けされ、所定の性 能を有しており、技術 基準に適合するもので あること。	良